

平成30年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：母子保健担当
 内線：3576

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B154	身体障害児等対策費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	身体障害児等対策費	
事業期間	昭和29年度～	根拠法令	育成医療：障害者総合支援法第58条 療育：児童福祉法第20条	宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保			
				分野施策	020307	地域医療体制の充実			
1 事業の概要				5 事業説明					
身体に障害のある児童又は放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童への医療給付。 結核にり患して長期入院している児童への医療給付。 これらにより、児童の健全な育成と福祉の向上を図る。				(1) 事業内容 ア 自立支援医療（育成医療） 身体に障害のある児童又は放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で確実な治療効果が期待できる者に対する医療給付。給付は市町村が行い、県はその費用の1/4を負担する。					
(1) 自立支援医療（育成医療） 73,470千円 (2) 結核児童療育給付 372千円 (3) 事務費 2,499千円				イ 結核児童療育給付 結核にり患して長期入院している児童に対し、医療の給付を行い、療養中に必要な学習用品等を支給する。 73,470千円 ウ 事務費 市町村における事業を円滑に進めるための経費 372千円 2,499千円					
2 事業主体及び負担区分				(2) 事業計画					
(1) 国1/2（県1/4）市町村1/4				ア 自立支援医療（育成医療） 県内63市町村が実施主体となり、事業を実施する。					
(2)（国1/2・県1/2）				イ 結核児童療育給付 県が事業を実施する。（さいたま市・川越市・越谷市・川口市を除く）					
3 地方財政措置の状況				(3) 事業効果					
(区分) 社会福祉費（細目）児童福祉費				障害の予防及び身体障害児・結核児童の健全育成を図ることができる。					
(細節) 身体障害児等援護費				(4) その他					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員				自立支援医療（育成医療）は、権限移譲により、平成25年度から市町村が実施している。					
9,500千円×0.4人=3,800千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	分担金・負担金	諸収入					
決定額	76,341	156	56	231			75,898	△2,239	
前年額	78,580	1,323	370	230			76,657		